

平成25年4月17日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(ワ)第854号 損害賠償請求事件

(口頭弁論終結日 平成25年2月6日)

判

決

宮崎市:

原 告 金 丸 良 孝

同訴訟代理人弁護士 中 島 多 津 雄

東京都千代田区有楽町1丁目13番1号

被 告 第一生命保険株式会社

同代表者代表取締役 渡 邇 光一郎

同訴訟代理人弁護士 内 田 智

同 星 野 俊 之

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求

被告は、原告に対し、554万2939円及びこれに対する平成23年11月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 本件事案の概要等

### 1 本件事案の概要

本件は、被告との間で生命保険契約を締結していた原告が、被告担当者が、原告に対して何ら説明することなく、無断で、従前の保険契約から新たな保険契約に転換する旨の契約（転換契約）を締結させたとして、主位的には債務不履行に基づき、予備的に不法行為に基づいて、損害の賠償（遅延損害金請求を含む。）を求める事案である。



2 前提事実（ただし、文章の末尾に証拠等を掲げた部分は証拠等によって認定した事実、その余は当事者間に争いのない事実）

(1) 当事者等

ア 被告は、生命保険会社である。

中武文子（以下「中武」という。）は、昭和63年に営業職員として被告に入社し、以後営業職員として勤務していたところ、平成4年ころから、原告や原告の妻である金丸啓子（以下「啓子」という。）、啓子の親族等に対して保険契約の勧誘等を行うようになった。

（乙48、証人中武、弁論の全趣旨）。

イ 原告は、被告との間で生命保険契約を締結していた者である（個別的な内容は、後記(2)のとおりである。）。

原告は、平成12年当時、長距離トラックの運転手をしていたところ、1週間のうち、休みは不定期であり、一旦宮崎県外への仕事が入ると、2ないし5日帰宅しないという状況にあった。

（甲23、原告、弁論の全趣旨）

(2) 原告被告間の生命保険契約

原告は、被告との間において、以下の生命保険契約を締結した（ただし、オ記載の生命保険契約締結の経緯〔リードUからの転換〕等については、後記「争点に関する当事者の主張」記載のとおり、当事者間に争いがある。）。

なお、同保険契約のうち、エ以外の契約については、原告が啓子に任せて契約したものであった（証人金丸、原告）。

ア 昭和56年10月1日締結

名称 特別終生安泰保険

概要 定期特約付き終身保険

イ 昭和63年10月11日締結

名称 リード21

概要 定期特約付き終身保険

ウ 平成4年8月1日締結

名称 リード21

概要 定期保険特約付き終身保険

エ 平成9年7月1日締結

名称 リードU

概要 利差配当付終身保険

(以下、同契約を「リードU」という。)

オ 平成12年3月1日締結 (同契約は、リードUを転換したものである。)

名称 堂堂人生・らぶ

概要 5年ごと利差配当付更新型終身移行保険 10年満期

(以下、同契約を「本件保険契約」という。)

### (3) 原告による本件保険契約の解約

原告は、平成21年6月22日、被告に対し、本件保険契約を解約する旨の意思表示をした(乙15)。

### 第3 本件の争点

1 被告の原告に対する債務不履行責任ないし不法行為責任の有無

(1) 被告が原告に無断で本件保険契約への転換契約をしたか否か (争点1)

(2) 本件保険契約への転換に係る被告の原告に対する説明義務違反の有無 (争点2)

2 原告の損害の有無及びその額 (争点3)

### 第4 争点に関する当事者の主張

1 争点1 (被告が原告に無断で本件保険契約への転換契約をしたか否か) について

(原告)

(1) 被告は、原告との間で締結した生命保険契約「リードU」に係る同契約上

の利益を満期である平成19年7月1日まで原告に与え続けるべき継続的な義務を負っていた。ところが、被告の営業職員である中武は、原告に無断で、本件保険契約に係る申込書、被保険者の妻・子にかかる告知書、保険証券再発行請求書、被告社医の検診書等を偽造した上で、上記リードUを本件保険契約に転換する旨の契約を締結してしまった。

(2) 原告は、中武の上記転換行為によって、リードUに係る保険契約上の利益を消滅させられたことからすると、同転換行為は、上記義務に違反する債務不履行に該当するというべきである。

また、被告は、原告に無断で本件保険契約を締結し、同契約に関する保険料支払義務を発生させたものであって、被告ないし中武の同行為は、不法行為に該当するとともに、上記債務不履行行為と一体となって、全体として債務不履行に該当するものである。

(3) 以上のとおり、被告が、リードUを本件保険契約へ転換した行為は、原告に対する債務不履行に該当するとともに、不法行為（民法715条、保険業法283条）にも該当するというべきである。

（被告）

(1) 原告は、本件保険契約の締結（リードUからの転換）に当たって、中武から保障設計書を用いた説明を受けた結果、本件保険契約を締結することを決め、本件保険契約に係る申込書等に自ら署名押印して被告に提出した上で、被告社医の保険診査を受け、さらに被告からの条件付きの引受に対して「承諾書」を作成したのである。これらの点は、原告自身、本件保険契約に係る申込書及び承諾書に署名したこと認めていること、原告は、本件保険契約締結に当たって被告社医の診査を受けた旨記載された検診書が存在すること、原告は、本件保険契約締結後である平成13年及び平成14年の2度にわたり本件保険契約に係る保険証券を利用して保険料の減額手続をしていること、原告は、本件保険契約を自ら解約していること、以上の点から明らかで

ある。

したがって、本件保険契約に係る申込書等が原告に無断で作成されたという事実はなく、被告は、原告主張に係る債務不履行責任ないし不法行為責任を負うことではないというべきである。

(2) なお、そもそも原告が被告との間で締結していたリードUに係る保険契約に関する債務の内容として、「契約者に無断で契約が消滅させられ転換後契約が変更させられないこと」を契約者（原告）は、保険者（被告）に対して求めるという給付が含まれている旨の原告の主張は、失当である。保険契約者は、約款ないし保険法の規定によって、各種保険金や給付金の請求権を保険者に対して有しているのであって、同請求権に加えて何ら根拠のない原告主張に係る上記債務を認めることはできない。

## 2 争点2（説明義務違反の有無）について

（原告）

(1) 仮に、本件保険契約が原告に無断で行われたものではないとしても、被告は、リードUから本件保険契約への転換に際して必要とされる説明義務に違反している。

(2) 保険会社は、転換契約を締結するに当たっては、①重要事項について新旧契約を対比したもの、②予定利率が下がる場合に保険料引き上げ等の不利が発生すること、③転換以外にも現在の契約見直しの方法があることとその方法等を記載した重要事項書面を作成して交付した上で、そのような内容を説明する義務がある。しかし、本件では、平成12年3月に本件保険契約への転換に際し、原告は、被告から上記のような重要事項書面を受け取っていない。また、仮に、同書面を受領していたということであれば、被告において受領についての原告の確認書が存在するはずであるが、同確認書は存在しない。

(3) 予定利率が以前の契約の時点よりも下がっている場合は、転換は、一般的

に契約者にとって不利な事情であって、必ず、その点を説明する必要があるところ、中武は、本件保険契約への転換に当たって、予定利率の低下について説明したことはなく、その旨を記載した書類も交付したことはない。

(4) 生命保険の専門家ではない普通の市民である原告や啓子は、もともと生命保険の仕組みや内容についての理解に乏しく、保険証券を見て、契約が転換されたものと理解することはできなかった。また、生命保険についての説明を受けたり、契約締結をしたり、その他保険金減額請求や給付金請求等の際の手続を現実に行ってきましたのは、原告の承諾を得ていた啓子であるが、リードUの契約締結について啓子は関与していなかったことから、同契約については、その内容及び名称も認識していなかった。それで、平成12年3月1日の本件保険契約締結後の、保険金減額請求や給付金請求等の際に、保険証券を見て以前の契約との対比を行うことができなかった。

(被告)

- (1) 中武は、原告ないし啓子に対し、本件保険契約につき保障設計プラン及び「ご契約のお申込にあたって」の各書面を作成し、同資料の内容について説明し、被転換契約を転換して本件保険契約に加入することを勧めた。
- (2) 原告ないし啓子は、中武からの同説明を聞いて、本件保険契約を締結した。
- (3) したがって、被告には原告が主張するような説明義務違反の事実はない。

### 3 争点3（原告の損害の有無及びその額）について

(原告)

原告は、被告による債務不履行ないし不法行為によって、以下の損害を被った。

(1) 経済的損害 404万2939円

平成12年3月1日から平成21年6月6日までの本件保険契約に係る保険料（別紙損害計算書のとおり）

なお、本件保険契約への転換は、責任準備金を転換価格として計算して、

新たに転換後の保険料に払い込むことで成立する契約であるところ、転換によって転換後の保険料の一部として払い込まれた責任準備金は、転換がなされなければ転換時点においては、顧客に返還されるべきもの（実際には返還がなくても顧客のための使用されるもの）として現存していたものである。したがって、無断でなされた転換契約については、責任準備金が、違法に転換後の本件保険契約の保険料に充当されたことになり、その額が損害金の一部となるものと考えられる。

(2) 慰謝料 100万円

原告は、被告による債務不履行ないし不法行為によって、精神的、被財産的損害を被った。同損害を金銭に見積もることは困難であるが、少なくとも100万円を下らない。

(3) 弁護士費用 50万円

(被告)

(1) 経済的損害に係る別紙損害計算書のうち、①、②に記載された各金額自体は認めるが、原告の損害に関する主張は、いずれも争う。

(2) 本件保険契約によって充当された転換価格は、保険金部分に対応する転換価格が92万2239円、生存給付金に対応する転換価格が18万0974円の合計110万3213円であった。また、仮に原告が主張するように、転換が無効であるとすると、原告が損害であると主張するリードUの責任準備金はリードUにそのまま充当されることになるから、損害にはならない。原告は、転換の無効を主張しながら、リードUの消滅を前提として損害額を算定しており、矛盾している。

## 第5 当裁判所の判断

1 争点1（被告が原告に無断で本件保険契約への転換契約をしたか否か）について

(1) 認定事実

上記前提事実並びに証拠（甲1，4ないし7，21，23ないし25，乙1，2の①ないし④，5ないし14，20，21の①②，31，48，証人金丸，証人中武，証人安西，原告。ただし、以下の認定事実に反する部分は除く。）及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。

ア 原告は、本件保険契約以前にも複数回にわたって被告との間で保険契約を締結していたところ（具体的な契約内容については、上記第2の2(2)記載のとおりである。），平成9年に締結したリードU以外の保険契約の締結については、妻である啓子にまかせていた。

（証人金丸、原告、弁論の全趣旨）

イ ところで、中武は、被告において、新たに保険料払込免除特約が付加された本件保険契約に係る商品（堂堂人生・らぶ）が発売されたことから、啓子に対し、従前の保険契約（リードU）を被転換契約として転換することによって、保険料免除特約付きの本件保険契約を締結するよう勧誘するとともに、保障内容の見直しと特約の変更について勧説した。その際、中武は、啓子に対し、保障設計書を作成した上で、同設計書を示しながら、転換による転換前後の保障内容等について説明した。

同勧説に際して、啓子は、中武に対し、従前の保険契約に保険料免除特約を付加できないかと質問したところ、中武は、本件保険契約の約款10条に払込免除特約条項は組み込まれていることから、本件料免除特約だけをリードUに付加することはできない仕組みである旨説明した。

（甲21、乙48、証人金丸、証人中武、弁論の全趣旨）

ウ その後、中武は、啓子に対する説明に引き続き、原告に対しても本件保険契約の内容につき保障設計書等の募集資料を示して説明を行い、原告からリードUを転換して本件保険契約に加入する旨の回答を得た。もっとも、原告には過去に給付金支払歴があったことから、中武は、原告ないし啓子に対し、「会社の承諾（申込への保険引受査定の結果のこと）が出るかどうか

かわかりませんので、申込受理申請をします」旨述べた。そして、中武が被告本社に対して申込受理申請をしたところ、被告本社は、平成12年2月1日、本件保険契約の引受の際に必要な医的情報の収集方法（保険診査）として「社医診査」の決定を出した。

（乙5ないし10、20、21の①②、48、証人中武、弁論の全趣旨）

エ 中武は、原告から本件保険契約を締結する旨の回答を受けて、原告方に本件保険契約に関する申込書、被保険者の妻・子に関する告知書及び保険証券再発行請求書を持参し、原告は、同各書類に署名押印し、中武に交付した。なお、同各書類への押印については、原告ないし啓子が所持していた印鑑（印影の左側が一部欠けているもの。）を押印した。また、その際、中武は、原告及び啓子に対し、上記ウ記載の社医による保険診査が行われることになった旨伝えた。

（乙48、証人中武、原告、弁論の全趣旨）

オ 中武が、所属支部に対して、原告から受領した各書類を提出したところ、支部内勤職員から「押印された印影は、周囲が半分欠けているので書類として通らない。これでは本社から書類の取り直し指示がくる。」旨指摘されるとともに、申込書等の各書類を再度取り直すよう指示された。

なお、被告においては、平成12年当時、保険契約予定者から提出される申込書の契約書欄の署名や押印欄について、保険証券に転写されて表示されることとなっており、各種契約保険手続の際には同保険証券に押印されている印鑑（押印）が必要とされていたため、被告の社内事務において、明確に押印されていなければならぬというルールが存在した。

もっとも、上記指摘指示があった時点においては、既に被告における「社医診査」のために福岡から定められた日程で被告社医が宮崎支社まで出張して来ることになっており、また、保険加入予定者からの申込書の提出がなされた後、保険診査の予約手続を行うことになっていた。

そこで、中武は、原告が、長距離トラックの運転手をしており、数日にわたり家を空けることもあり、申込書を取り直していると社医診査の日程に合わなくなることや既に原告からは申込関係の各書類をいずれも自署による記載と原告による押印によって提出を受けており、原告の本件保険契約への加入意思が明確であると考え、取り急ぎ中武において、原告の字をまねて代筆等をし、新たに購入した印鑑を押印して各書類を作成・提出することとした。なお、中武は、後日、啓子に対し、新たに購入した印鑑を手渡したもの、原告ないし啓子に対し、本件保険契約に係る申込書等を代筆代印したことについては話をしなかった。

(以上について、甲4ないし7、23、乙31、48、証人中武、証人安西、弁論の全趣旨)

カ 原告は、平成12年2月25日午前10時10分、被告宮崎支社に来社した。同来社に当たっては、中武が原告宅まで迎えに行き、同支社まで中武が車を運転して同行した。原告は、告知書による告知をした上で、緒方行男医師（以下「緒方医師」という。）からの検診を受けた。なお、緒方医師は、原告からの聴き取りを行い、告知書の告示事項欄右側の「3年前に左眼眼底の腫れのために焦点があいにくくなり眼科に2週間入院。投薬のみで手術なし。退院後、視力1.5（右）、1.0（左）通院治療なし」と記載し、同検診書の氏名欄に社医ゴム印を押印した。

(甲7、証人中武、証人安西、弁論の全趣旨)

キ その後、被告は、原告がリードUにおいて給付金の受給歴があったことや上記保険診査における原告からの告知内容等により、保険事故の発生率等保険引受による危険性を査定し勘案した結果、「特別条件」として、①無配当疾病特約及び②無配当通院特約の各特約について、特定部位不担保の決定を行った。そこで、中武は、啓子に対し、その旨を告げた上で、原告が同決定に対して承諾するか否か、承諾するとした場合には、承諾書を提

出してもらいたい旨を求めた。これに対して、原告は、同承諾書（甲8）に署名押印し、被告に提出した。なお、同承諾書には、原告の自署のほか、左半分が欠けた印影（押印欄の右側）と、上記オ記載の中武が購入した印鑑による印影（押印欄左側）の2つが並んで表示されている。

（甲8、証人中武、原告、弁論の全趣旨）

ク 原告は、平成12年3月1日、被告との間で本件保険契約を締結した。被告は、原告に対し、同保険に係る保険証券及び「ご契約のしおり一定款・約款」を送付した。

同保険証券には、証券番号、契約日、保険の種類、商品名（堂堂人生・らぶ）、主な保険金等の内容のほか、契約者兼被保険者（原告）の署名押印、死亡保険受取人（啓子）の署名、各種特約等が記載されており、また、右下部分には、解約返還金額表が記載され、経過年数ごとの具体的な解約返還金額が明示されている（なお、同金額は、年数が経過するにしたがって、減額していくものである。）。

なお、本件保険契約と被転換契約であるリードUとを比較すると、本件保険契約は、予定利率が2.90パーセントから2.15パーセントに変更されているものの、保障内容については、保険金額、子の保障、疾病等に対する補償等もおおむね転換前のリードUと変わらないものであり、傷害保険特約、介護特約及び原告の希望していた保険料払込免除特約が新たに付加されている一方で、保険料は1000円程度増加しただけであった。

（以上について、甲1、24、25、乙1、2の①ないし④、弁論の全趣旨）

ケ 本件保険契約締結後、被告は、年1回、原告に対し、本件保険契約の内容を記載した契約内容のお知らせを送付していた（甲26、証人安西、弁論の全趣旨）。

コ その後、原告は、平成13年及び平成14年の2回にわたって、本件保

険契約に係る保険料の減額を申請し、保険料を減額した。同減額手続に当たって、中武は、原告及び啓子に対し、変更される保障の内容等について説明した。なお、同減額手続に当たっては保険証券が必要であるところ、啓子は、少なくとも平成13年の減額手続に当たっては、本件保険契約に係る保険証券の内容を確認していた。

そして、原告は、同減額による払戻金のほか、本件保険契約に基づいて、以下のとおり、保険給付金を受領した。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| ① 入院給付金（平成13年5月29日） | 23万円     |
| ② 減額払戻金（平成13年9月26日） | 23万8236円 |
| ③ 減額給付金（平成14年3月19日） | 80万円     |
| ④ 給付金（平成15年9月1日）    | 2万円      |
- （乙11ないし14、証人安西、証人金丸、弁論の全趣旨）

#### (2) 事実認定に関する補足説明

ア 原告の承諾等を得ることなく無断で本件保険契約への転換がなされた旨主張し、啓子は、原告ないし啓子が本件保険契約に係る申込書等の書類に署名押印したことはない旨証言等する（甲21、証人金丸）。

（ア）ところで、原告は、原告本人尋問において、本件保険契約への転換に係る申込書の作成について、以下のとおり供述した。

（原告代理人）

保険契約の申込書ですよ。平成12年のことを言ってますけど、保険に入るという申込書を書いた記憶はありますか。

（原告）

12年は私が書いたと思います、「堂堂人生・らぶ」の加入でしょう。

（被告代理人の質問）

先ほど、平成12年の「堂堂人生・らぶ」の契約について、加入の申込書は書きましたというお答えだったと思うんですが、それはそういう

御記憶があるんですか。

(原告)

家で書きました。

(被告代理人)

生命保険申込書(甲4)を示して、「この字は自分の字ではないけれど、平成12年に中武さんから説明を受けて申込書は書いたと、ただ、これではないという趣旨ですか。

(原告)

この字ではないです。

(被告代理人)

告知書であると認識して、この署名をしたのかと聞いています。

(原告)

それはしました。

(原告代理人)

「堂堂人生・らぶ」の申込書を書いたことはないというのは、私と打合せを何回もして、ずっと言っていたんですよ。今日初めて、申込書を書いたというふうにさきほど言われてびっくりしたんですけど、どういうことですか。

(原告)

字画が違うんですよ。申込書は書いたけど、そのときの書類と全然字画が違うですもんね。

(原告代理人)

書いた記憶はあるんですか。

(原告)

はい。自筆で書いた。その書類が今あるのと違うわけですよ。

(原告代理人)

書いたことは書いたんですか。

(原告)

はい、書いた。いつ書いたか分からぬけど、私が書いた書類と今そこにある書類と字画が全然違うわけです。

(イ) 以上のような原告の供述内容によると、原告としては、飽くまでも本件訴訟で提出されている中武が代筆代印した旨認めている申込書等（甲4ないし7）については、字画が異なっており、原告が署名したものではないと述べているだけであって、原告が、本件保険契約への転換に当たって、本件保険契約に係る申込書に署名押印したこと自体は認める旨供述していることは明らかである。そして、かかる原告の供述に、原告は、承諾書（甲8）に署名押印したことも認めていること、中武は、同署名押印された申込書と同一内容の申込書を代筆代印したこと、本件保険契約への転換に関しては、申込書のほか、被保険者の妻・子に関する告知書、保険証券再発行請求書が必要となつたことをも併せかんがみると、中武の事務処理手続に不適切な点があつたことは否定できないものの、被告ないし中武が原告の意思に基づかず無断で、本件保険契約に係る申込書等の書類を作成したとは認められない。したがつて、この点に関する原告の主張は理由がない。

(ウ) なお、原告は、本人尋問における上記供述は間違いであった旨主張するようである。確かに、原告自身、公開の法廷における本人尋問に際して多少緊張していた面があつたようにも見受けられる。しかし、上記した原告本人尋問における原告代理人及び被告代理人からの質問内容及びこれに対する原告の回答内容のほか、本件の事実関係における最大の争点は、被告（中武）が原告に無断で本件保険契約（平成12年の堂堂人生・らぶ）を締結したか否か、原告が本件保険契約に際して申込書に署名押印したことがあつたか否かという点にあることからすると、原告が

本件保険契約（堂堂人生・らぶ）に係る申込書の作成状況に関する質問に対して、その質問の趣旨内容を十分に認識理解した上で、署名した旨供述していることは明確であり、原告自身が、他の保険契約と混同して供述していたとは考え難い。したがって、原告の上記主張は採用できない。

イ 原告は、同社医診査を受けていない旨主張し、同主張に沿った供述をする（原告）。

しかし、①上記認定した告知書の記載内容、②告知書に押印されている社医のゴム印は、社医自身が所持していると認められること（証人安西）、③原告は、同日、北九州からトラックを運転して午前6時半ころ自宅に到着した（甲23、原告、弁論の全趣旨）ということからすると、徹夜明けであるとはいえ、原告が被告宮崎支社に赴いて被告社医の診察を受けることができない状況にはなかったと認められること、④原告は、本人尋問において、被告支社で一度だけ保険診査を受けた旨供述しているところ、本件保険契約以外の保険契約に当たって受診したものは、いずれも支社以外の医院であること（乙22の⑤、46の③）、⑤社医による保険診査は、被告本社における決定により実施されたものであるところ、同決定がなされたにもかかわらず、社医の診査を受けないままに保険契約締結に向けて手続を進めること自体不自然かつ不合理であり、中止ないし被告において、わざわざ社医の検診書を偽造してまで本件保険契約を締結させるべき積極的な理由ないし必要性を認めるに足りる事情もうかがわれないこと、以上の点を認めることができ、これらの点を総合的に勘案すると、原告は、平成12年2月25日、被告宮崎支社において社医の診察を受けたと認めるのが相当であり、この点に関する原告の上記主張は採用できない。

ウ なお、原告は、本件訴訟提起前の交渉段階において、被告が原告に対して送付した資料の中に上記検診書が含まれていなかつた点を取り上げて、

同検診書が偽造されたものであると主張するが、交渉段階における同検診書の送付の有無をもって、上記認定を左右するものとは言い難い。

(3) 被告が原告に無断で本件保険契約への転換を行ったか否かの点について

ア 確かに、中武が被告の内部規律に違反して、自ら原告名下の印鑑を購入し、それを申込書等に押印したことや事前に原告が署名押印していたとはいえ、新たな申込書作成に当たって代筆及び代印したこと、さらには、同代筆等について、事後的に原告ないし啓子に告げなかつたこと、以上の点については、保険契約の勧誘や締結に携わる者として不適切な対応であつたといわざるを得ない。しかし、上記1(1)及び(2)で認定説示したとおり、原告は、本件保険契約に係る申込書に署名押印したこと、中武は、原告が署名押印した申込書を前提として、これと同一内容の書類を代筆したものであること、本件保険契約と転換前の保険契約（リードU）の内容からすると、本件保険契約への転換については、中武にとって、原告の意思に反し偽造行為をしてまで獲得しなければならない募集行為であったとか、中武が、原告に対して、あえて本件保険契約への転換を隠し、そのことに気付かれないように工作等する必要性があったというような具体的な事情を認めるに足りる的確な証拠は見出し難く、かえって、証拠（証人中武、証人安西）及び弁論の全趣旨からすると、本件転換契約を締結することによる中武の営業成績に対する影響は大きくなかったと認められ、これらの点に、中武が原告に対して本件保険契約への転換を勧め、もし断られれば、それ以上募集を続けなければよいだけのことであること、原告は、承諾書（甲8）に署名押印していること（原告）、以上の点も併せかんがみると、最終的に被告に提出された申込書（甲4）及び被保険者の妻・子に関する告知書（甲5）、保険証券再発行請求書（甲6）が原告に無断で作成されたものであるとまで認められない。したがつて、この点に関する原告の主張は理由がない。

イ なお、原告は、本件保険契約に係る承諾書（甲8）の作成経緯、特に、保険契約者及び被保険者の押印欄に、それぞれ2つ押印されている点について、種々主張する。しかし、上記認定したとおり、原告は、自らの意思に基づいて、本件保険契約に係る申込書に署名押印したと認められ、また、原告自身、同承諾書（甲8）に署名したことを認めている（原告）。他方、本件全証拠を精査しても、原告の同主張を認めるに足りる客観的な証拠が見出し難い。そうすると、原告の同主張は、その前提を欠き、その限りで理由がないといわざるを得ない。

#### （4）小括

以上からすると、原告が主張する本件保険契約への転換に係る債務不履行の主張は、その法的位置付けないし法的意味が必ずしも明確なものとは言い難いものの、以上認定説示したとおり、原告が本件保険契約へ転換するについては、原告の意思に基づいてなされたものと認めるのが相当であり、本件保険契約は有効に成立しているというべきであるから、いずれにしても、本件保険契約への転換について、被告が原告に対し、債務不履行責任ないし不法行為責任を負うとは認められない。したがって、この点に関する原告の主張は理由がないといわざるを得ない。

なお、原告は、本件訴訟提起前の被告の主張内容が本件訴訟における主張内容と異なる点を挙げて、被告の主張が信用できない旨主張するが、上記認定説示した点からすると、原告の同主張は採用できない。

### 2 争点2（説明義務違反の有無）について

原告は、本件保険への転換に当たり、本件保険契約の内容等について十分な説明がなされておらず、被告は説明義務に違反している旨主張し、原告及び啓子は、同主張に沿った供述等をする（甲21、22、証人金丸、原告）。

（1）しかし、①一般的に、保障金額、各種特約及び保険料等当該保険契約の具体的かつ正確な内容を提示するためには、同保険を勧誘する担当者において、

保障設計書を作成する必要があると解されるところ、中武は、啓子ないし原告に対し、リードUに係る保険契約を締結するに当たっても保障設計書を作成し、手渡していること（甲24）、②特に、転換契約の場合においては、被転換契約から転換することについて顧客に対する説明を十分に行い、顧客の納得を得る必要から、転換前後の契約内容を比較対照することが重要であることからして、通常の新規契約と比べて保障設計書を作成し、両契約内容を対比して説明する必要性が高いと考えられること、③上記1(2)アで認定したとおり、原告は、本件保険契約に係る申込書に署名押印したと認められるところ、同申込書の右上欄には、「ご契約のしおり 定款・約款」の受領を示す欄があるとともに、「ご契約のお申込みにあたって」の受領を示す欄があること（甲8）、④原告ないし啓子は、本件保険契約締結後間もなく、本件保険契約に係る保険証券（甲1）を受領し、保険料減額手続（計2回）や保険金給付手続（計2回）に際して、同証券を用いているところ、同証券の記載内容について、質問をしたり、中武からの説明に原告ないし啓子の認識理解している内容と異なる旨異議を述べることはなかったこと（特に、原告ないし啓子が被告との間で生命保険契約を締結した動機が、一定額の返還金を取得することであったこと〔証人金丸、原告、弁論の全趣旨〕からすると、同証券の原告署名押印欄右横の「解約返還金額表」記載の返還金額については、年数が経過するごとに同金額が減少していくことが明確に記載されており、この点について、原告ないし啓子が何ら異議等を述べなかつたことからすると、同内容を認識理解していたと推認できる。）、⑤被告は毎年1回、原告に対し、本件保険契約の内容に関する案内文書を送付していること、⑥原告は、本件保険契約締結以前においても転換契約に伴う保険契約の締結を含めて被告との間で長期間生命保険に関する契約関係を継続していたこと、以上の点が認められる。

(2) そして、以上認定した点にかんがみると、中武は、本件保険契約への転換

に当たって、原告ないし啓子に対し、保障設計書を用いるなどして本件保険契約の内容等について説明したと認めるのが相当である。そうすると、被告が、本件保険契約締結に当たって、原告に対する説明義務に違反していたとは認められず、この点に関する原告の上記主張は理由がない。

なお、被告ないし中武が、本件保険契約締結に当たって、重要事項説明書を交付したか否かについては、明確な証拠は見出し難いが、仮に、交付していないなかつたとしても、上記認定説示した点からすると、この点をもって、被告に損害賠償義務が発生する程度の説明義務違反があったとまでは認められない。

### 3 結論

以上のとおりであって、原告の本件請求は、その余の点（争点3）について判断するまでもなく、理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

宮崎地方裁判所民事第1部

裁 判 官 内 藤 裕 之

(別紙)

損害計算書

- ① 「堂堂人生・らぶ」の支払保険料（平成12年3月から平成21年6月まで）  
359万0499円
- ② 被告から原告への給付金額
- |                     |          |
|---------------------|----------|
| ア 入院給付金（平成13年5月29日） | 23万円     |
| イ 減額払戻金（平成13年9月26日） | 23万8236円 |
| ウ 減額給付金（平成14年3月19日） | 80万円     |
| エ 給付金（平成15年9月1日）    | 2万円      |
| オ 解約払戻金（平成21年6月22日） | 45万9971円 |
| 小計                  | 94万8287円 |
- ③ リードU責任準備金 140万0727円

損害額 ①+③-②=404万2939円

以上

これは正本である。

平成 25 年 夏月 17 日

宮崎地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 阿部 伸太郎

